平成２５年（フ）第７８２７号
東京都江東区大島２丁目41番13号
破産者　有限会社トップ・クリエイト
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８２８号
東京都江東区大島２丁目37―13―206
破産者　竹田　恒一
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８７８号
東京都江東区亀戸４丁目18番１号
破産者　株式会社リーフ・ノット
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８７９号
東京都江戸川区南小岩３丁目17―４―703
破産者　佐野　貴一
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９２１号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目11番９号
破産者　有限会社サントウ
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９２２号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目11―９　第二杉田荘102
破産者　石田　　吏
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９２５号
東京都江戸川区西葛西５丁目１番５―501号
破産者　有限会社豊プランニング
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９２６号
東京都江戸川区上篠崎２丁目１―19
破産者　豊田　雅夫
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９２７号
東京都江戸川区上篠崎２丁目１―19
破産者　豊田悠美子
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９３５号
東京都葛飾区亀有３丁目20番１号
破産者　有限会社アドバンス
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９３６号
東京都練馬区石神井台８丁目16―27
破産者　山本　博義
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９４７号
埼玉県吉川市吉川１丁目９番地５、商業登記簿上の本店所在地埼玉県草加市柳島町852番地
破産者　株式会社ワイエルシー
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９４８号
埼玉県草加市柳島町604番地７
破産者　林　　政男
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９８６号
東京都杉並区高円寺北３丁目１番９号　青田ビル
破産者　有限会社シード
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９８７号
東京都杉並区荻窪３丁目13番15―108号　東荻窪マンション、開始決定時の住所東京都杉並区成田東５丁目３－２－２Ｂ
破産者　村上　慎也
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９９４号
東京都狛江市岩戸南４丁目８番８号
破産者　有限会社柳川運送
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８００１号
東京都文京区白山１丁目５番４号
破産者　株式会社グリア・カーブ
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８００２号
東京都板橋区東新町１丁目21―14―302
破産者　惠良　　司
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０１４号
神奈川県川崎市宮前区宮崎２丁目６―11　バーズビレジＡ―705
破産者　溝越　重雄
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０４７号
東京都江東区北砂３丁目32番12号
破産者　有限会社木室電気工事
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０４８号
東京都江東区東砂２丁目12―３―610
破産者　木室　義巳
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０４９号
東京都江東区東砂２丁目12―３―610
破産者　木室　和子
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部